

飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例を制定し、ここに公布する。

令和8年9月30日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市条例第30号

飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例

飯塚市穂波福祉総合センター条例(平成18年飯塚市条例第153号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(指定管理者による管理) 第3条 <u>市長は、飯塚市穂波福祉総合センター(以下「センター」という。)の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</u> 2 (略) 3 <u>第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、次条第2項、第6条、第7条、第9条、第10条第1項、第12条第1項及び第13条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と、次条第1項及び第5条第1項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは、「指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と読み替えるものとする。</u> (休館日) 第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>市長が特に必要があると認めるときは</u>、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1)・(2) (略)	(指定管理者による管理) 第3条 飯塚市穂波福祉総合センター(以下「センター」という。)の管理は、<u>指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。</u> 2 (略) (休館日) 第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、<u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て</u>、これを変更し、又は臨時に休館することができる。 (1)・(2) (略)

2 前項ただし書の場合において、市長は、施設の見やすい場所に
変更した休館日又は臨時の休館日を掲示しなければならない。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、市長
が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1)～(3) 略

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。この場合
において、同条第2項中「休館日又は臨時の休館日」とあるのは
「利用時間」と読み替えるものとする。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受
けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき
も、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると
認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 市長は、施設を利用しようとする者が、次の各号のいづれ
かに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

2 前項ただし書の場合において、指定管理者は、施設の見やすい
場所に変更した休館日又は臨時の休館日を掲示しなければならない。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定
管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することが
できる。

(1)～(3) 略

2 前条第2項の規定は、前項ただし書の規定に準用する。

(利用の許可)

第6条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許
可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとし
るときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要が
あると認めるときは、条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、施設を利用しようとする者が、次の各号の
いづれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

(1)～(4) (略)

(入場の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては市及び指定管理者。)は、その責めを負わない。ただし、同項第4号及び第5号の場合は、この限りでない。

(使用料)

第11条 利用者は、別表に定める使用料(指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金。以下同じ。)を市長又は指定管理者に支払わなければならない。

(1)～(4) (略)

(入場の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。

(1)～(5) (略)

2 前項の措置によって利用者が損害を受けても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。ただし、同項第4号及び第5号の場合は、この限りでない。

(利用料金)

第11条 利用者は、指定管理者に、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 使用料は、前納とする。

3 (略)

(使用料の減免等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

2 利用料金における前項の規定の適用については、市長が、あらかじめその基準を定めるものとする。

(使用料の不還付)

第13条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表(第11条関係)

センター施設等使用料

利用区分	料金	回数券(12枚)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 使用料は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。

4 (略)

(利用料金の減免等)

第12条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免し、又はその徴収を延期し、若しくは猶予することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表(第11条関係)

センター施設等利用料金の金額の範囲

利用区分	料金	回数券(12枚)	備考
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む。

2・3 (略)

4 <u>使用料</u> には、照明料及び光熱水費を含む。	4 <u>利用料金</u> には、照明料及び光熱水費を含む。
5 会議室及びその他の施設の利用者が市外居住者の場合は、 <u>使用料</u> 及び冷暖房料を10割増しとする。	5 会議室及びその他の施設の利用者が市外居住者の場合は、 <u>利用料金</u> 及び冷暖房料を10割増しとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際指定管理者がした利用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は指定管理者に対してされている申請その他の行為は、この条例の施行日以後に市長が管理する場合においては、市長がした利用の許可その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の飯塚市穂波福祉総合センター条例の規定により指定管理者が発行した回数券については、この条例による改正後の飯塚市穂波福祉総合センター条例の規定により市長が発行した回数券とみなす。